

## 令和8年度山形県離転職者職業訓練事業に係る訓練科設定における留意事項

### 1 デジタルリテラシーを含むカリキュラム設定における必須事項の追加とこれに伴う委託費の上限単価の変更

知識等習得コースの令和8年10月1日以降に開講するコースは、情報セキュリティに関する事項の設定が必須となるとともに、情報セキュリティ以外のデジタルリテラシーに関する事項も必須となることに伴い、委託費（訓練実施経費）の上限単価を1人1月56,000円に変更。（様式5付3（その2）を提出）

なお、令和8年9月30日以前に開講するコースについては、従前のとおり、デジタルリテラシーの設定が必須であり、委託費（訓練実施経費）の上限単価は1人1月53,000円となる。（様式5付3（その1）を提出）